令和3年版

労働経済の分析

-新型コロナウイルス感染症が雇用・労働に及ぼした影響-

〔骨子〕

「令和3年版 労働経済の分析」のポイント①

【新型コロナウイルス感染症が雇用・労働に及ぼした影響等〕

- 「宿泊業、飲食サービス業」など、対人サービスを中心とした産業の雇用者数が減少。 (⇒P10)
 - ※ 「宿泊業, 飲食サービス業」の雇用者数 : 2020年平均で対前年比25万人減少(2019年 364万人→2020年 339万人)
 - ※ リーマンショック期は「製造業」で最大の減少: 2009年平均で対前年比60万人減少(2008年 1,084万人→2009年 1,024万人)
- 「医療, 福祉」等の産業で女性の正規雇用労働者が増加する一方で、特に「宿泊業, 飲食サービス業」等で女性の非正規雇用労働者を中心に減少。(⇒P11)
 - ※ リーマンショック期は男性の正規雇用労働者、非正規雇用労働者を中心に減少。
- 子育て世帯の女性や学生の非労働力人口が増加。 (⇒P12-13)
 - ※ 主に2020年第Ⅱ四半期(4-6月)に大きく増加。
 - ※ 2020年12月時点では、非労働力人口の水準は全体としては前年並みに戻っている。
- 〇 政策の下支え効果もあり、リーマンショック期と比べ、総雇用者所得の減少は小幅。
 - ⇒ 特例を講じた雇用調整助成金等の活用により2020年4~10月の完全失業率は2.6%ポイント程度抑制されたと推計。(⇒P6-8)
 - ※ 一方、雇用調整助成金等の支出は、成長分野への労働移動を遅らせる、雇用保険財政のひっ迫といった影響をもたらしている。
- 〇 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響とは別に、働き方改革の進展を背景として、 2019年には、月間総実労働時間や長時間労働者の減少、年次有給休暇の取得率の上昇。また、 2020年には、パートタイム労働者の特別給与が増加。(⇒P9)

「令和3年版 労働経済の分析」のポイント②

【感染拡大下で業務の継続を求められた労働者の分析(新たなアンケート調査による分析)】

- 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」等の業種において、特に女性の労働者で肉体 的負担や精神的負担が増大。(⇒P16)
- 勤め先において、業種別ガイドラインの遵守、人員体制の強化、柔軟な働き方を実施している場合に、「仕事を通じた満足度」が上昇した労働者の割合が高い。(⇒P17)

【テレワークを活用して働いた労働者の分析(新たなアンケート調査による分析)】

- 感染拡大前からテレワークを実施していた企業や労働者の方が、感染拡大下でテレワークを 始めた企業や労働者よりも、テレワークの継続割合が高い。(⇒P18(1))
 ※ テレワークの継続割合(2020年12月時点): 感染拡大前に始めた労働者は82,2%、感染拡大下に始めた労働者は56,7%
- テレワークで仕事をする際の生産性や満足感は、オフィスで働く場合と比べて一般的に低下するものの、感染拡大前からテレワークを実施していた労働者では低下幅が小さい。 (⇒P18(2))
- 企業において、業務範囲・期限や仕事の評価基準を明確にすること、業務の裁量をもたせること等のマネジメント上の工夫や、テレワークをする際の環境整備に取り組むことで、テレワークをする際の充実感・満足感が高くなっている。(⇒P20(2))

目次

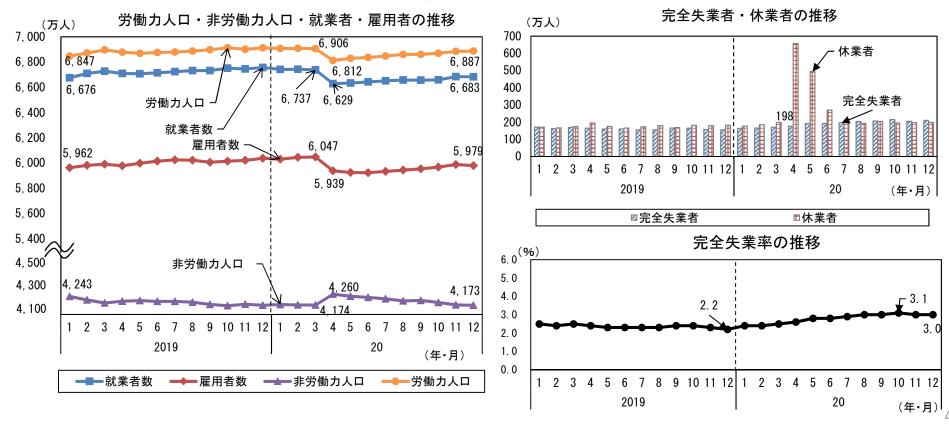
- I. 新型コロナウイルス感染症が雇用・労働に及ぼした影響等
- Ⅱ. 感染拡大下で業務の継続を求められた労働者の分析(新たなアンケート調査による分析)
- Ⅲ. テレワークを活用して働いた労働者の分析(新たなアンケート調査による分析)

※令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が労働経済に多大な影響を及ぼしたこと等を踏まえて「労働経済の分析」の作成を見送り、今般、「令和3年版 労働経済の分析」として、2019年及び2020年の2年間の労働経済の動きについて分析を行ったものである。

I. 新型コロナウイルス感染症が雇用・労働に及ぼした影響等 一労働市場全体の状況①(雇用・失業情勢) —

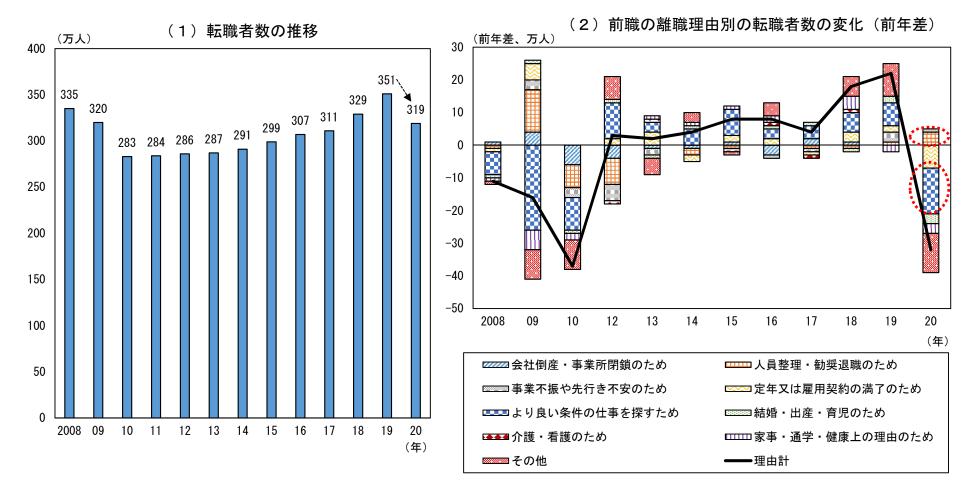
- 感染拡大防止のための経済活動の抑制により、2020年4月には就業者数、雇用者数が約100万人減少。 その後、緩やかに回復傾向となったが、年内に元の水準には戻らず。一方で、非労働力人口は4月に約 100万人増と大幅に増加した後、緩やかに減少し、年内に元の水準に戻っている。
- ▶ 休業者数は、2020年4月に前年同月差420万人増と急増したが、5月以降減少し、8月には前年同月差約14万人増まで減少した後、おおむね横ばいで推移。
- 就業者数、雇用者数が減少した一方、完全失業者数、完全失業率は緩やかに増加、上昇傾向となり、 完全失業率は10月に3.1%となった。

労働力の概況



一労働市場全体の状況②(転職者の動向)一

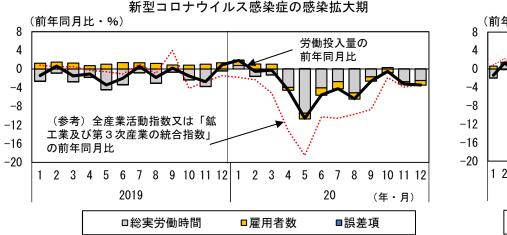
- 転職者数(過去1年以内に離職経験のある就業者)の推移をみると、2020年は感染拡大の影響により、 2010年以来10年ぶりに減少に転じ、32万人と減少幅も大きくなっている。
- ▶ 転職者の前職の離職理由の変化(前年差)をみると、2020年には、「人員整理・勧奨退職のため」等により離職し、転職した者が増加した一方で、「より良い条件の仕事を探すため」に転職した者が大きく減少している。

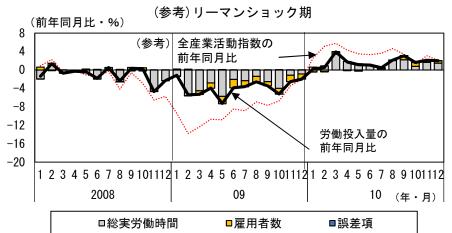


一労働市場全体の状況③(労働投入量と総雇用者所得の推移)ー

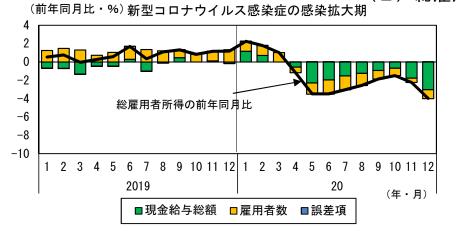
- ▶ 雇用者の総労働量を示す労働投入量(雇用者数×一人当たり労働時間)は、2020年5月に大幅に減少し、12月時点でも前年の水準を下回り、最大減少幅はリーマンショック期よりも大きくなった。
- ▶ 一方、雇用者全体の総賃金額を示す総雇用者所得(雇用者数×一人当たり賃金)は、リーマンショック期よりも小幅な減少にとどまった。
- 企業の雇用維持の取組や政策による下支え効果があったことがうかがえる。

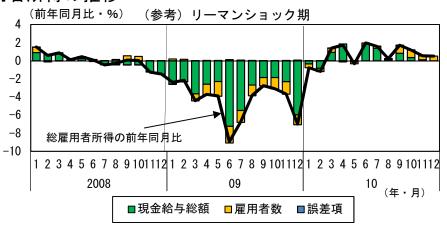
(1) 労働投入量の推移





(2)総雇用者所得の推移





- 感染拡大下における雇用維持・継続に向けた支援として、雇用調整助成金について助成額の日額上限や助成率の引上げ、雇用保険被保険者以外の労働者を対象とした緊急雇用安定助成金の実施等、緊急対応期間(2020年4月1日~)における大幅な特例措置が講じられた。
- ▶ 雇用調整助成金等の月別の支給決定額の推移をみると、月別の最大額、額の増加ペースともに、リーマンショック期を上回っており、経済的ショック発生から7か月が経過した2020年8月の支給決定額は約5.700億円に達し、その後もリーマンショック期よりも高い水準での支給が続いている。

(1) 雇用調整助成金の特例措置の概要

O 雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合にその一部を助成する制度。また、雇用保険被保険者以外の労働者についても、要件を満たした場合に雇用調整助成金と同様の助成の対象とするため、特例措置として緊急雇用安定助成金を措置。

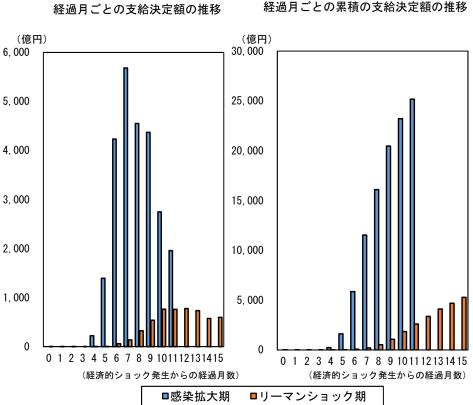
雇用調整助成金の特例措置の主な内容(2020年4~12月の内容)

	特例以外の場合の雇用調整助成金	雇用調整助成金の特例措置
対象事業主	経済上の理由により、事業活動の 縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける 事業主(全業種)
生産指標要件 (売上等)	3 か月10%以上減少	1 か月 5 %以上減少
対象労働者	雇用保険被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も 助成(緊急雇用安定助成金)
休業手当 助成率	2/3 (中小) 1/2 (大企業)	4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わない場合:10/10(中 小)、3/4(大企業)
日額上限額	日額上限額 8,370円	日額上限額 15,000円
事前の計画 届出の提出	必要	不要
支給限度日数	1年100日、3年150日	同左+緊急対応期間中の休業等の実施日数

(2) 雇用調整助成金等の支給決定額の推移

雇用調整助成金等

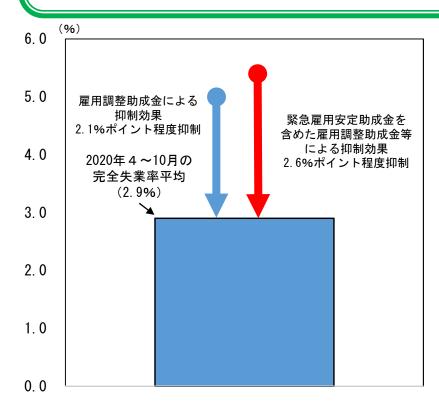
雇用調整助成金等



(注) (2) 図は、感染拡大期の額は、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の合計額である。感染拡大期は支給決定額を、リーマンショック期は支給額を記載している。 感染拡大期は2020年1月を、リーマンショック期は2008年9月を起点とし、経過月ごとに比較している。

-雇用調整助成金等による対応②(失業抑制効果)-

- ▶ 雇用調整助成金等による完全失業率の抑制効果を推計すると、その支給により2020年4~10月の完全失業率が2.6%ポイント程度抑制されたものと見込まれる(一定の仮定の下に算出したものであり、相当の幅をもってみる必要がある)。
 - ※ 一方、雇用調整助成金等の支出は、成長分野への労働移動を遅らせる、雇用保険財政のひっ迫といった影響をもたらしている。



●具体的な推計方法

※2020年4~10月の7か月間を推計対象の期間とし、この期間を通じた抑制効果を推計

(1) 1人1日当たり平均支給額

サンプル調査の1人1日当たり平均支給額(円/人日)=サンプル調査の支給決定金額÷サンプル調査の休業支給日数(人日)

(2)期間中の支給総額

サンプル調査の判定基礎期間と支給決定日の関係からみると、10月までが判定基礎期間であるものは平均すると2020年12月末までに支給決定がなされたとみなせるため、2020年12月末までの支給総額を使用。

(3)月平均延べ休業日数

月平均延べ休業日数=期間中の支給総額÷サンプル調査の1人1日当たり平均支給額÷7 ※判定算定基礎期間4~10月を対象としているため、7で除している。

(4)月換算の月平均対象者数

月換算の月平均対象者数=月平均延べ休業日数:月平均所定労働日数

※月平均所定労働日数は厚生労働省「令和2年就労条件総合調査」の年間休日総数(労働者平均)を用いて算出。

(5)完全失業率の抑制効果

月平均の完全失業率の上昇抑制効果=月換算の月平均対象者数÷月平均労働力人口(2020年4~10月平均)

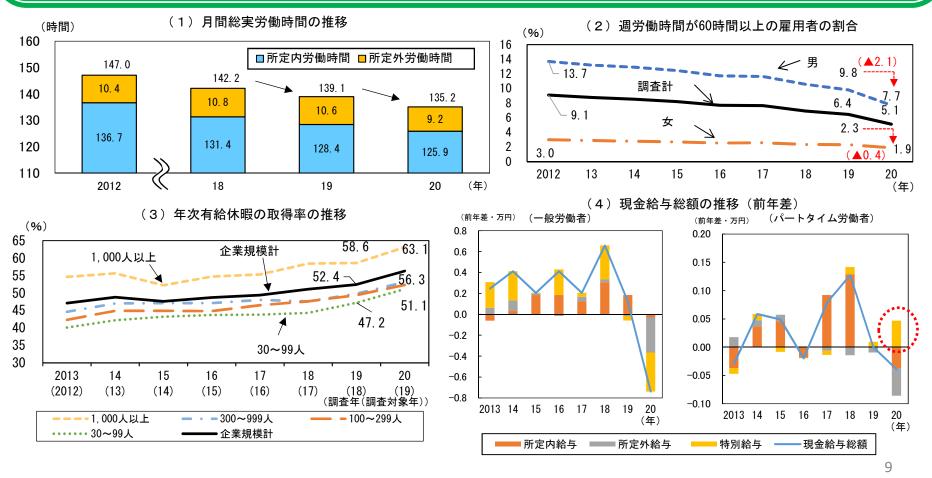
※雇用調整助成金等の支給がなかった場合に、その対象者が全て完全失業者になると想定。

●本白書以外の雇用調整助成金等の効果についての分析

- ・JILPT (2017) では、リーマンショック期には、雇用調整助成金により、2009年4~6月期において、完全失業率0.8~1.0%ポイント程度の失業抑制 効果があったと試算している。
- ・内閣府(2021)の推計によれば、試算結果は相当の幅を持ってみるべきとしつつ、2020年第Ⅱ四半期から第Ⅳ四半期までの各四半期において、完全失業率 は2~3%ポイント程度抑制されたと見込まれるとしている。

Ⅰ ー働き方改革に関連した指標の状況(労働時間・休暇取得・賃金の推移)ー

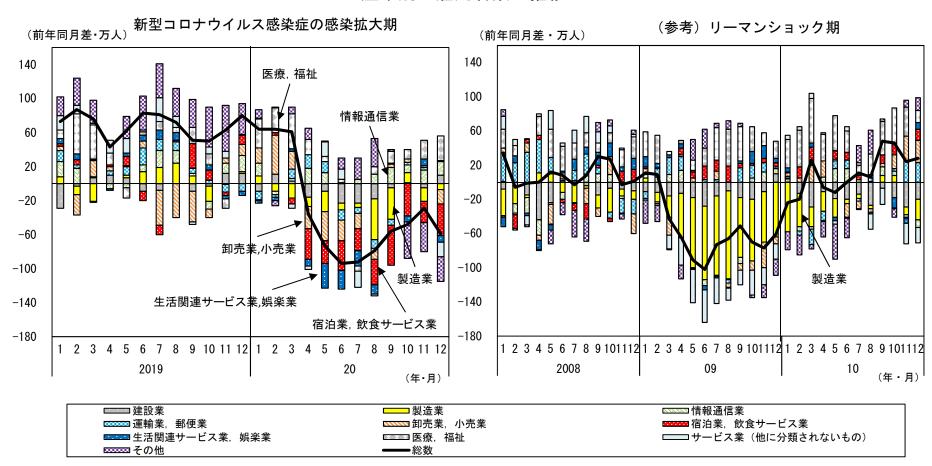
- 労働時間については、働き方改革関連法による時間外労働の上限規制の導入(大企業:2019年4月、中小企業:2020年4月施行)、年5日の年次有給休暇の確実な取得(2019年4月施行)等を背景に、2019年、2020年と比較的大きく減少。週労働時間60時間以上の雇用者の割合も男性を中心に減少傾向。年次有給休暇の取得率は、2019年(調査年は2020年)に全ての企業規模で大きく上昇。
- ▶ 賃金については、働き方改革関連法の同一労働同一賃金(雇用形態間の不合理な待遇差の解消)に関する規定の大企業での施行(大企業:2020年4月、中小企業:2021年4月施行)等を背景として、2020年には感染拡大の影響があったにもかかわらず、パートタイム労働者の特別給与が増加。



一産業別の雇用者数の増減一

産業別に雇用者数の増減(前年同月差)をみると、「情報通信業」「医療、福祉」等では堅調に増加が続いている一方で、「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、娯楽業」などでの減少幅が大きかった。リーマンショック期に「製造業」での雇用者数の減少が目立ったこととは様相が異なる。

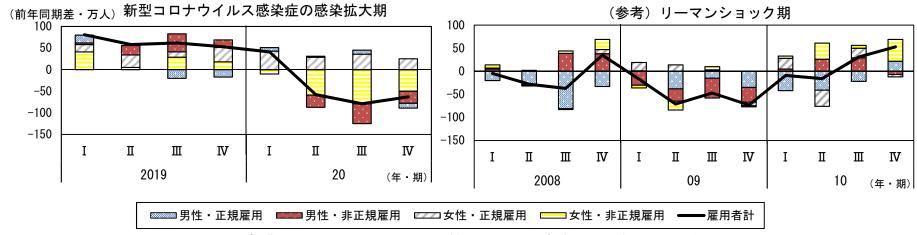
産業別の雇用者数の推移



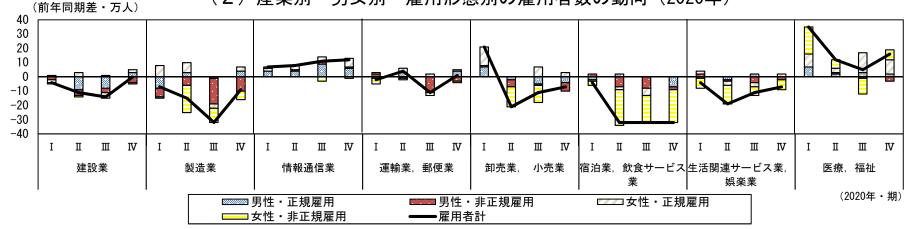
Ⅰ 一労働者の属性別の動き①(産業別・男女別・雇用形態別の雇用者数の動向)-

- ▶ 男女別・雇用形態別に雇用者数の増減(前年同期差)をみると、2020年には女性の正規雇用労働者が増加する一方で、男性、女性ともに非正規雇用労働者が減少し、特に女性の減少が大きかった。リーマンショック期に男性の正規雇用労働者、非正規雇用労働者の減少が目立ったこととは様相が異なる。
- 産業別にみると、非正規雇用労働者は、女性では「宿泊業,飲食サービス業」「製造業」「卸売業,小売業」「生活関連サービス業,娯楽業」で、男性では「製造業」で大きく減少した。

(1) 男女別・雇用形態別の雇用者数の動向



(2) 産業別・男女別・雇用形態別の雇用者数の動向(2020年)

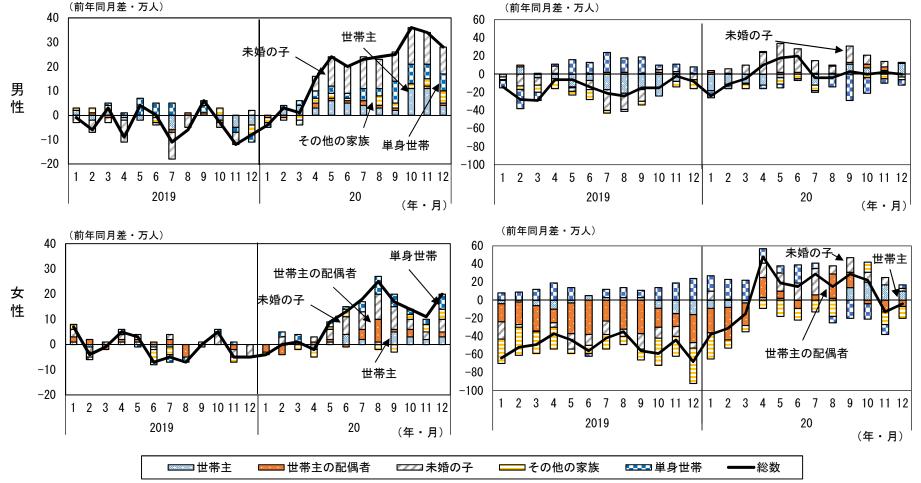


ー労働者の属性別の動き②(男女別・世帯主との続柄別の完全失業者数・非労働力人口の動向)

- 男女別・世帯主との続柄別に、完全失業者数、非労働力人口の動向(前年同月差)をみると、2020年 4月以降、男女ともに「未婚の子」で完全失業者数、非労働力人口、「単身世帯」で完全失業者数の増 加が目立つ。
- 男性では、「世帯主」の完全失業者数の増加が目立つとともに、女性では、「世帯主の配偶者」「世 帯主」で、非労働力人口が4月以降に、完全失業者数が2020年後半に比較的大きく増加した。

(1) 男女別・世帯主との続柄別の完全失業者数の動向

(2) 男女別・世帯主との続柄別の非労働力人口の動向

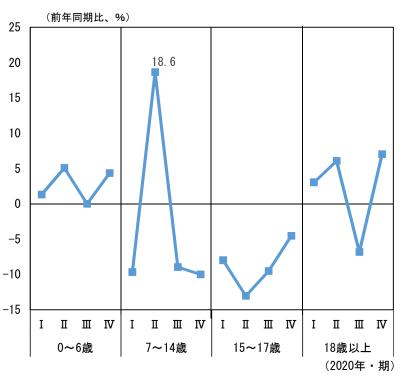


- ▶ 「夫婦と子供から成る世帯」の「配偶者のある女性」の就業者数が、2020年第Ⅱ四半期(4-6月期)に前年同期差38万人減と大幅に減少した。
- 末子の年齢別の「配偶者のある女性」の非労働力人口の動向をみると、7~14歳の子どもを持つ女性の非労働力人口が、2020年第Ⅱ四半期(4-6月期)に前年同期比18.6%増と大きく増加した。その後は減少に転じている。
- 学生の非労働力人口の動向をみると、2020年第Ⅱ四半期(4-6月期)に前年同期差12万人増と大きく増加した。第Ⅲ四半期(7-9月期)以降においても非労働力化の状況が継続している。

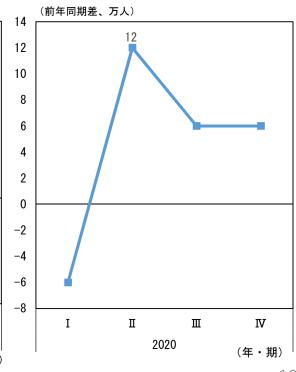
(1)世帯の種類別の 配偶者のある女性の 就業者数の動向

(前年同期差、万人) 50 40 30 20 10 0 -10-20-30 -38-40 -50 Ι Π IV 2020 (年・期) --- 夫婦のみの世帯 夫婦と親から成る世帯 → 夫婦と子供から成る世帯 - 夫婦、子供と親から成る世帯

(2) 末子の年齢別の配偶者のある 女性の非労働力人口の動向



(3) 学生の非労働力人口の動向



Ⅱ. 感染拡大下で業務の継続を求められた労働者の分析(新たなアンケート調査による分析)一医療・介護・小売業を中心とした分析①(サービス利用・消費行動の推移)ー

- > 2020年4~5月等の緊急事態宣言下においても、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行 うために業務の継続を求められた業種が存在した。
- ▶ こうした業種の中でも、医療・介護・小売業のサービス利用状況等をみると、医療分野では、病院の 1日平均患者数は「外来」で大きく減少した一方、「在院」の減少幅は小さい。また、介護分野では、 「ショートステイ(短期入所)」「通所」といった一部の在宅サービスで減少がみられた一方、「施設 サービス(施設入居)」では減少していない。さらに、小売業では、「百貨店」の販売額が大きく落ち 込んだ一方、「スーパー」「ドラッグストア」の販売額は増加していた。このように感染拡大の影響は 分野ごとに異なっているため、きめ細かくみていくことが必要。

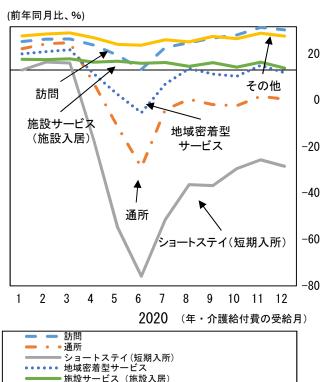
(1) 保健医療サービス利用状況の推移

(前年同月比、%) 5 0 -5 -5 -10病院の1日平均 -15-10「在院」患者数 -20-15 病院の1日平均 -25「外来」患者数 -301 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 2020 (年•月)

■病院の1日平均「在院」患者数

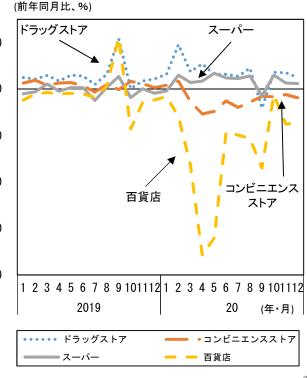
病院の1日平均「外来」患者数

(2)介護給付費受給者数の推移



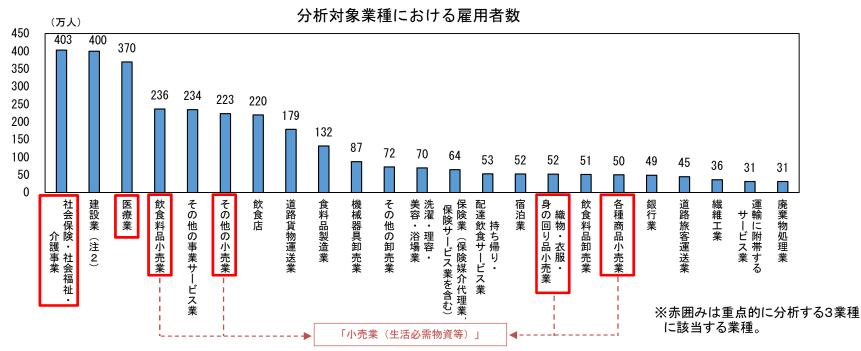
その他(居宅介護(予防)支援、福祉用具貸与等)

(3) 小売店の店舗の種類別の販売額の推移



- 医療・介護・小売業を中心とした分析②(分析手法)-

- 感染拡大下においても業務の継続を求められた労働者の働き方の実態を分析するため、政府が定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として掲げられた事業分野に該当すると考えられる業種(産業中分類)で、従業員数が多い上位25業種を「分析対象業種」、当該業種に従事する労働者を「分析対象労働者」として分析した。このうち社会的に注目された「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業(生活必需物資等)」の3業種の労働者については、重点的に分析した。
- 分析対象業種とした業種の雇用者(約3,140万人)は、全雇用者(約5,921万人)の約53%と半分程度を占めている。
 - ※「小売業(生活必需物資等)」は、下図の「飲食料品小売業」「その他の小売業」「織物・衣服・身の回り品小売業」 「各種商品小売業」の合計。

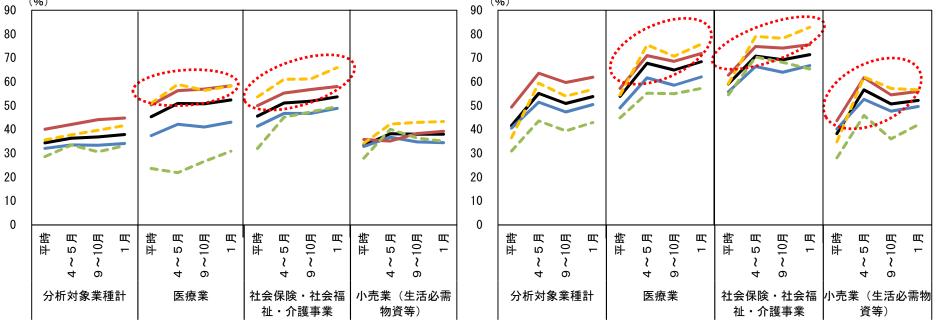


- (注) 1)図中の「平成29年就業構造基本調査」における産業別雇用者数の数値は、産業中分類又は産業大分類の区分による集計であり、厳密には分析対象業種よりもやや広い範囲の産業を含んでいるため、ここで集計している雇用者数は大まかなものであることに留意が必要。
 - 2) 図中の建設業については、分析対象業種に該当するのは産業中分類の「総合工事業」「設備工事業」「職別工事業(設備工事業を除く)」であるが、就業構造基本調査では「建設業」 (産業大分類)で集計しているため、「建設業」の区分で掲載している。「平成26年経済センサス-基礎調査」によれば、「建設業」の雇用者数(常用、臨時の合計)は約302万人で あり、そのうち「総合工事業」は約147万人、「設備工事業」は約63万人、「職別工事業(設備工事業を除く)」は約92万人となっている。

Ⅱ 一医療・介護・小売業を中心とした分析③ (肉体的・精神的負担の推移) ー

- ▶ 肉体的負担、精神的負担が大きいと回答した労働者の割合を業種別に時系列でみると、肉体的負担、 精神的負担ともに、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」で平時から他の業種と比較して高い 水準にあったところ、2020年4~5月には更に上昇し、2021年1月には再度同程度の水準まで上昇して いる。また、精神的負担では、「小売業(生活必需物資等)」においても2020年4~5月に上昇してい る。いずれの業種でも精神的負担の増加の方が目立っている。
- ▶ 肉体的負担、精神的負担のいずれにおいても、負担が大きいと回答する者の割合は、女性の方が、正 社員、非正社員いずれも、男性よりも高い。





(注) 1) (1) 図は、「それぞれの期間におけるあなたの仕事に対する肉体的な負担はどの程度でしたか」という質問に対して、「非常に大きい」「大きい」と回答した者を集計。

男性正社員

2) (2) 図は、「それぞれの期間におけるあなたの仕事に対する精神的な負担はどの程度でしたか」という質問に対して、「非常に大きい」「大きい」と回答した者を集計。

- 女性正社員

--- 男性非正社員

--- 女性非正社員

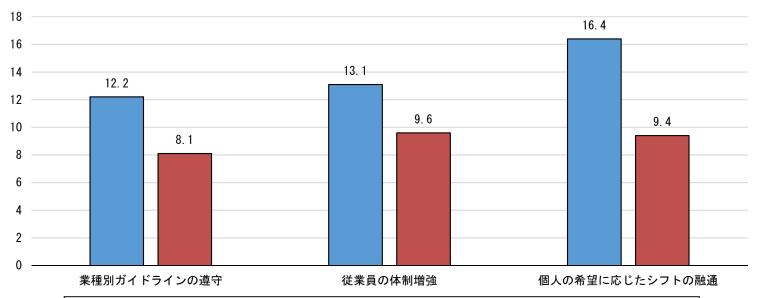
3) (1) 図及び(2) 図において、「平時」は2020年1月以前、「4~5月」は2020年4~5月、「9~10月」は2020年9~10月、「1月」は2021年1月を指す。

Ⅱ 一医療・介護・小売業を中心とした分析④(勤め先の対応策と仕事の満足度の関係)・

感染拡大への勤め先の対応策として「業種別ガイドラインの遵守」「従業員の体制増強」「個人の希望に応じたシフトの融通」が継続的に実施された場合には、いずれの時点においても実施されなかった場合に比べて、労働者の「仕事を通じた満足度」が上昇した労働者の割合がおおむね高くなっている。

勤め先の対応策の実施状況別にみた 「仕事を通じた満足度」が4~5月に比べ9~10月に上昇した労働者の比率

(仕事を通じた満足度が上昇したと回答した割合、%)



■2020年4~5月及び2020年9~10月のいずれの時期においても、勤め先がそれぞれの対応策を実施していた労働者 ■2020年4~5月及び2020年9~10月のいずれの時期においても、勤め先がそれぞれの対応策を実施していない労働者

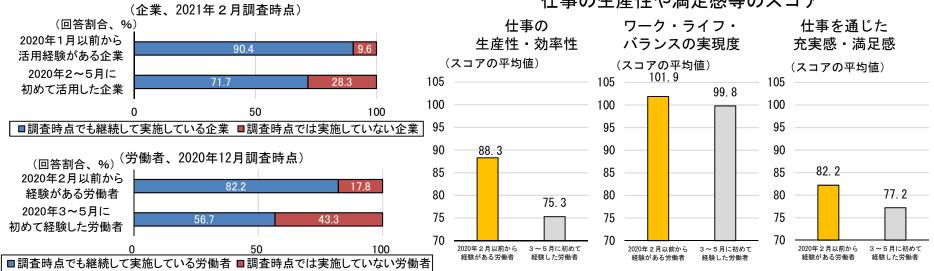
- (注) 1) 労働者に2020年4~5月、2020年9~10月の各時点において勤め先が各項目の対応策を実施していたかを尋ね、いずれの時点でも実施していたと回答した労働者と、いずれの時点でも実施していなかったと回答した労働者に分けて、「仕事を通じた満足度」が上昇した労働者の割合を集計したもの。
 - 2) 「仕事を通じた満足度」については、2020年4~5月、2020年9~10月の各時点の満足度に関し「非常に高い」「やや高い」「どちらでもない」「やや低い」「非常に低い」の選択肢により尋ねた回答が、4~5月時点から9~10月時点に改善の方向で変化した場合に「上昇した」として集計した(例えば、「やや高い」から「非常に高い」に変化した場合など)。

Ⅲ. テレワークを活用して働いた労働者の分析(新たなアンケート調査による分析)-テレワークの定着に向けた分析①(テレワークの開始時期別での継続状況・仕事の生産性や満足度等の状況)-

- テレワークの継続状況をテレワークの開始時期別にみると、感染拡大前からテレワークを実施していた 企業や労働者の方が、感染拡大下でテレワークを始めた企業や労働者よりも継続割合が高い。
- ▶ テレワークについて労働者に尋ねた指標(オフィスで働く場合を100として0~200の間で回答)をみると、「生産性・効率性」「充実感・満足感」では、指標の平均値はオフィスで働く場合(100)を下回っているものの、感染拡大前からテレワークの活用経験がある労働者の方が、感染拡大下で初めて活用した労働者よりも指標の平均値が高い傾向にあり、低下幅が抑えられている。
 - ※感染拡大期より前からテレワークを活用してきた企業では、業務の性質等によりテレワークに取り組みやすかった結果、生産性や満足感等が高くなっている可能性があることにも一定の留意が必要。

(1) テレワーク開始時期別での継続状況

(2)テレワークの開始時期別にみた 仕事の生産性や満足感等のスコア



(注)(2)図のスコアについては、オフィスで働く場合を100として、テレワークを実施することによる主観的な変化を0~200の範囲で答えた数値の平均値を記載。

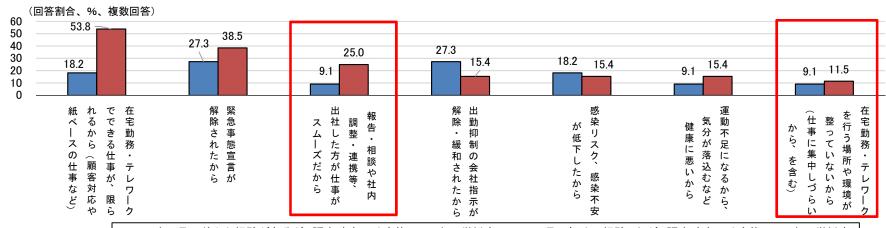
●本白書以外のテレワークの仕事の生産性についての分析

- ・森川正之(2020年)「コロナ危機下の在宅勤務の生産性:就労者へのサーベイによる分析」RIETI Discussion Paper Series 20-J-034では、2020年6月時点での雇用者を対象としたサーベイの結果、ふだん職場で行う仕事の生産性を100とした際の、在宅勤務の主観的生産性は平均60.6であるとしている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前から在宅勤務を実施していた者の平均値が76.8であるのに対し、感染拡大以降から在宅勤務を始めた者の平均値は58.1であるとしている。
- ・大久保敏弘・(公財)NIRA 総合研究開発機構(2020年)「第2回テレワークに関する就業者実態調査報告書」では、2020年6月時点の調査で、通常どおり勤務してい た場合の仕事の効率を100としたとき、テレワークを利用している人の仕事の効率は平均で83であるとしている。

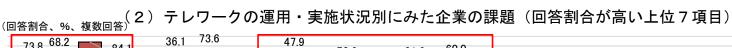
${ m I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$ ーテレワークの定着に向けた分析②(テレワークを実施していない理由)

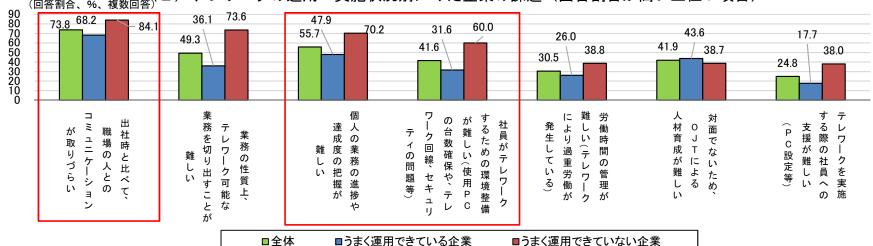
労働者がテレワークを実施しなくなった理由をみると、業務の性質や感染の影響などの他律的な理由を 除けば、テレワーク時の仕事の進め方やテレワークのための環境整備といった労務管理上の工夫により対 応可能な事項(赤囲み箇所)に関する事項が挙げられている。特に2020年4~5月の緊急事態宣言下にテ レワークを始めた労働者の方が、それらの回答割合が高い。企業においても、同様の項目を課題として捉 えている割合が高い。

(1) テレワーク開始時期別での労働者がテレワークを実施していない理由(回答割合が高い上位7項目)



■2020年2月以前から経験があるが、調査時点では実施していない労働者 ■3~5月に初めて経験したが、調査時点では実施していない労働者





- > テレワーク時の仕事の進め方に関し、「業務範囲・期限の明確性」「業務の裁量性」「評価基準の明確性」の設問について、肯定的に回答した労働者の割合は、いずれも、感染拡大前から活用経験がある労働者の方が、感染拡大下で初めて活用した労働者よりも高い。「充実感・満足感」の指標について、上記設問に該当する労働者と該当しない労働者に分けて比較すると、該当する労働者の方が、平均値がやや高い傾向にある。
- テレワークをする際の環境整備の状況について「テレワーク時の設備は充実している」と回答した労働者の割合は、感染拡大前から活用経験がある労働者の方が、感染拡大下に初めて活用した労働者よりも高い。「充実感・満足感」の指標を、上記設問に該当する労働者と該当しない労働者に分けて比較すると、該当する労働者の方が平均値が高い。

(1) テレワークの開始時期別での各項目の該当割合

